

**母子生活支援施設における子どもの権利擁護
ー母子生活支援施設職員のインタビュー調査からー**

○ 山梨県立大学 氏名 浅田 明日香 (008940)

キーワード3つ：子どもの権利 母子生活支援施設 児童虐待

1. 研究目的

子どもの権利条約は、子どもの権利として家庭養育支援を求めている。日本においても、2016年児童福祉法改正により、「家庭養育優先原則」が明記された。しかし、児童相談所への虐待相談のうち95%以上が在宅支援となっているが、いわゆる「見守り」という形で、適切な支援が受けられていないケースも多い(厚生労働省 2017)。家庭養育を維持しつつ、必要に応じて児童保護に対応できる支援体制の構築は喫緊の課題である。そこで本研究は、母子生活支援施設(以下、施設)に着目した。施設に入所する母親や子どもの多くは、DV被害、貧困、被虐待経験などから心身に不調を抱える。そのため、子どもの権利侵害リスクが高く、施設は24時間体制で児童虐待対応に取り組んでいる。以上のことから、施設に蓄積された実践知は、児童虐待リスク家庭への在宅支援体制構築に貢献するものと考えられる。本研究は、施設における子どもの権利擁護の現状と課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、子どもの権利擁護に取り組む施設(10施設)の職員(30名)を対象に半構造化インタビューを実施した。インタビュー項目は、①子ども支援、②母親支援、③母子関係の支援、④他機関との連携の4項目で構成し、子どもの権利の視点から分析を行った。分析方法として、質的データ分析方法(佐藤 2008)を採用した。分析手順として、まずインタビューデータから、児童虐待対応に関するセグメントを抽出し、意味づけを行ってコード化した。次に、コードの類似性や関連性に基づいてコードを分類し、中分類のカテゴリを設定した。最後に、複数のカテゴリを統合して上位概念であるコアカテゴリを導出した。

3. 倫理的配慮

本調査は、名古屋市立大学人間文化研究科の研究倫理審査委員会で承認の判定を得た(ID番号：22005)。具体的には、インタビュー調査協力者に調査目的、内容、公表の可能性、および同意撤回が可能であること、結果の公表に際して個人・地域等が特定されないよう配慮すること、調査後のデータの管理等について十分に説明し、文書で同意を得た。なお、本発表において、特定の企業、組織、団体と関連する開示すべき利益相反(COI)はない。

4. 研究結果

分析の結果、29のコードと9のカテゴリ、3のコアカテゴリを抽出した。コアカテゴリ

は、1 {子どもの権利侵害リスク}、2 {子どもの権利擁護}、3 {支援の困難} の3つである。{子どもの権利侵害リスク} のカテゴリは、1-A【母親の抱える不利】、1-B【母子の非対称性】、1-C【児童虐待リスク】の3つである。2 {子どもの権利擁護} のカテゴリは、2-A【支援の考え方】、2-B【母親の人権擁護】、2-C【母子関係の調整】、2-D【母子関係の変化】の4つである。3 {支援の困難} のカテゴリは、3-A【子どもの不利益】、3-B【支援の課題】の2つである。

5. 考察

研究結果から、以下の現状と課題が明らかになった。第一に、児童虐待リスクだけでなく、母親の抱える不利、母子の非対称性も子どもの権利侵害リスクとなることが明らかになった。母親の抱える不利としては、DVの影響、病気・障害、養育・家事などの知識不足がある。また、母子の非対称性としては、母親優先の決定、母子の対立、立場の逆転がある。子どもの発達段階によって、母子の非対称性は変化する。幼少期は母親優先の決定が行われる傾向があるが、子どもの発達が進むと子どもが主張できるようになり、母子の対立が増える。また、子どもが母親をケアする立場になることもある。子どもの最善の利益の視点から考えると、母親優先の決定は看過できない。一方で、母子の対立や立場の逆転は、子どもの指導を受ける権利が脅かされているとみることができ、子どもの権利侵害リスクといえる。第二に、施設が実施する子どもの権利擁護を明らかにした。施設における支援の考え方として、人権主体の母親理解と自己決定の保障があった。また母親の権利擁護として、個人として尊重し、不安の緩和を図っていることがわかった。母子関係の調整としては、傾聴、母子間の気持ちの伝達、家庭養育機能の代替などが行われていた。母親の抱える不利や母子の非対称性が深刻な児童虐待につながらないように、母子関係の変化を促していることがわかった。第三に、支援の困難には、子どもの不利益として、生活上の支障、発達への影響、ヤングケアラー問題がある。また、支援の課題として、子どもの権利の周知、離家の準備、社会資源の確保などがある。

引用文献

厚生労働省（2017）『社会的養育ビジョン』。

佐藤 郁哉（2008）『質的データ分析法——原理・方法・実践』，新曜社。

謝辞：本研究は、本研究は国立研究開発法人科学技術振興機構「次世代研究者挑戦的研究プログラム」JST SPRING, JPMJSP2130 の支援を受けました。また、本研究にご協力いただいた施設職員の皆様に厚く感謝申し上げます。

付記：本研究は、浅田明日香（2025）「母子生活支援施設における子どもの権利擁護に関する研究：奪われた子どもの『声』の回復」（2024 年度名古屋市立大学人間文化研究科博士論文）の一部を基に再構成したものである。博士論文については機関リポジトリにおいて全文公開しない手続きを行い承認されている。